

### 「令和6年能登半島地震」に伴う 高潮警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

令和6年能登半島地震による海岸堤防等の被害や地盤変動等を考慮し、7月4日より高潮警報・注意報の発表基準を引き下げて運用します。

令和6年能登半島地震により海岸堤防等の被害や地盤変動等の影響を受けている地域では、特に満潮時の潮位が高くなる大潮の時期を中心に、浸水や冠水が起こりやすくなっています。

このため、これらの地域では、7月4日より当分の間、金沢地方気象台が発表する高潮警報・注意報の発表基準について、下記のとおりこれまでの基準から引き下げた暫定基準を設けて運用します。

#### 記

令和6年7月4日より運用する高潮警報・注意報の暫定基準

府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	暫定基準（潮位・標高）		通常基準（潮位・標高）	
				警報基準	注意報基準	警報基準	注意報基準
石川県	石川県能登	能登北部	能登町	0.8	0.5	1.0	0.7
		能登南部	七尾市	0.8	0.5	1.0	0.7

高潮警報・注意報の基準の潮位は「標高」で表し、単位はメートル

問合せ先：金沢地方気象台 担当 池野（いけの）  
電話 076-260-1462